

枚方市危険ブロック塀等除却補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 28 日制定
枚 方 市 要 綱 第 16 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市危険ブロック塀等除却補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、道路等に面する危険なブロック塀等の除却を促進することにより、ブロック塀等の倒壊による人的被害の軽減及び避難路等の確保を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造による塀若しくは補強コンクリートブロック造による塀（フェンスその他これに類するものと一体となっているものを含む。以下「塀」という。）又はこれらに準ずるものと市長が認めるもののうち、次のいずれにも該当するもので、別に定める点検表による点検結果に不適合の項目があるもの（道路等に面する部分に限る。）をいう。

イ 市内に存すること。

ロ 塀（フェンスその他これに類するものの部分を除く。）の道路等からの高さが80センチメートル以上であること。

- (2) 道路等 道路、公園その他不特定の者が往来する場所と市長が認めるものをいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者で、市税に滞納のない者とする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(補助対象行為)

第5条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、危険ブロック塀等の除却（補助金の交付の決定時に着手していないものに限る。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 売却を目的とした整地又は建物の解体工事を行うための危険ブロック塀等の除却
- (2) 既に補助金又は補助金と同じ目的の金銭の交付の対象となった危険ブロック塀等が存した敷地と同一敷地内にある危険ブロック塀等の除却
- (3) 当該危険ブロック塀等の一部のみの除却（市長が認めるものを除く。）
- (4) 当該危険ブロック塀等の所有者自らが行う危険ブロック塀等の除却（市長が認めるものを除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

(1) 除却工事に要した費用の額

(2) 除却する危険ブロック塀等の鉛直投影面積1平方メートル当たり15,000円を乗じて得た額

(3) 150,000円。ただし、危険ブロック塀等の存する土地にある建築物が区分所有建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分を有する建築物で、市長が認めるものをいう。）である場合にあっては、1,500,000円を限度として、当該建築物の戸数に150,000円を乗じて得た額とする。

2 前項各号の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して30日間とする。

(条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、補助対象行為に着手しなければならないこと。

(2) 危険ブロック塀等の除却をした後に構造物を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合したものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。